

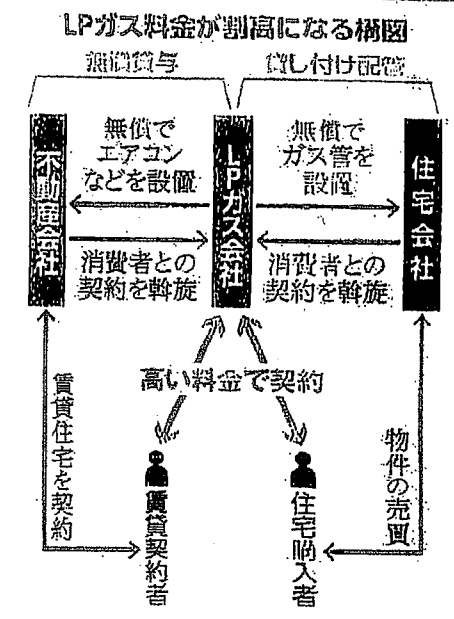
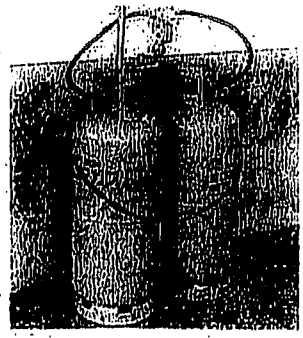
LPガス代 設備費上乗せ

業界慣行 内訳説明義務なし

戸建てやアパートに設置したガス配管や給湯器などの費用を、月々のガス料金に数十円上乗せして徴収する慣行が、LPガス(プロパン)ガスの業界で続いている。消費者がガス会社を変更しようとする高額な違約金を求めらるることもある。経済産業省は、料金体系を透明化するよう業界に求めている。▼3面■割高気づけぬ構造

料金差2倍超 解約違約金も

LPガスは都市ガスの配管網がない地方を中心に、国内の約4割の世帯が使う。この慣行は業界内、戸建てでは「貸し付け配管」と呼ばれ、LPガス会社が住宅内のガス管を無償で設置する。アパートでは「無償貸与」といわれ、各部屋の給湯器やガスコンロ、エアコンなども無償で設ける。住宅会社や不動産会社は設備費用を負担しなきて済む見返りとして、住宅購入者や賃貸契約者にガス会社と契約を結ぶよう斡旋する。家の購入者や賃貸住宅の入居者は、ガス会社が設備を所有する場合、利用料を



毎月、ガス代に上乗せして払う。料金の内訳の説明はガス会社に義務づけられておらず、水準も差がある。十分な説明を受けず割高な契約を結ぶ人が多くいる。国民生活センターに寄せられるLPガスについての苦情や相談は2020年度に約2千件あった。北海道生協連などによる20年秋の調査によると、学生向け賃貸住宅のLPガスでは、従量料金(月6立方メートル)は業者間で最大2.3倍(差額4,100円)、基本料金も同2.4倍(同1,485円)の差があった。一方、LPガス大手によると、戸建てでは設備の利用契約期間が20年間などの長期に及ぶこともある。解約時の違約金は20万円程度が多い(幹部)という。都市ガスの料金は長らく国の認可が必要で、自由に価格を決められなかったため、このような慣行は広がっていない。こうした慣行について業界を所管する経済産業省はかねて問題視してきた。17年にはガス会社に対し、ホームページなどで料金体系を明示するよう求める規約を制定。今年6月には不動産業界を所管する国土交通省と連携し、集合住宅を紹介する際に料金体系を説明するよう求める通知を出した。ただ、慣行自体の見直しは求めておらず、規定や通知は努力目標にとどまる。全国LPガス協会は「本来は設備の費用を割せず、ガス料金として契約すべきだ」としたうえで、「ガス会社は住宅会社の下請けのような存在だ。費用負担を求められたら、のまざるを得ない」と説明している。家庭などにボンベを設置することが多いLPガスは契約先を自由に切り替えやすい仕組みだ。業界の慣行に詳しい難波幸一弁護士は、不動産会社とガス会社が消費者のいないところで契約内容を取り決め、ガス会社同士の競争が阻害されていると指摘。「ほとんど消費者が高い料金で契約し、疑問すら持つこともないのではないか。経産省も不透明な契約慣行を廃止するよう指導すべきだ」と指摘している。

▲吉野大己、伊藤弘毅

割高ガス気づげぬ構造

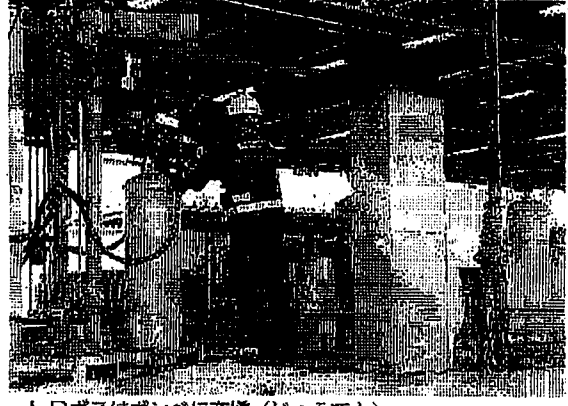
不動産会社に便宜 業者収益へ支え

「貸し付け配管」や「無償貸与」と呼ばれる慣行がLPガス業界で長く続いてきた。ガス会社はガス管や給湯器などを無償で住宅に設置する代わりに、消費者とのガス供給契約を独占する。割高なガス料金を請求されていても、消費者は気づきにくい構造がある。

▼一面参照
北海道内に本社を置くLPガス販売会社の幹部は、会社で9月に受けた一本の電話が忘れられない。声の主は、通信機器販売業者の営業担当者。道内の都市部にある賃貸マンションへのガス供給を断絶するとして、条件が示された。

LPガス会社は、①賃貸用の十数室にガスを使う給湯器のほか、ガスとは無関係のエアコンと灯油ストーブなどを設置する。②1室あたり5万円の「紹介料」を物件所有者に支払う。③物件所有者の自宅にも同様の設備や路面の凍結を防ぐ「ロードヒーター」や洗浄機座、インターホン、無線LAN機器などを新たに付ける。

この担当者は、物件所有者に対してガスと通信の契約先を自社に切り替えさせようとしていた。ある大手不動産仲介業者と組み、条件をのむLPガス会社を探していたのだという。



LPガスはボンベに充填(じゅうてん)されて供給される=2016年、大分市

LPガス(液化石油ガス)

家庭向けは成分のほとんどがプロパンのため、「プロパンガス」とも呼ばれる。供給エリアがガス管のある都市部に限られる都市ガスと違い、ガスボンベで運ぶため全国で供給できる。地方を中心に全国約4割の世帯が利用している。価格競争を前提に自由化されており、料金は各ガス会社が設定する。災害に強く、避難所や仮設住宅へ早く設置できる。経済産業省は持ち運びの貯蔵が簡単な缶を評価し、石油と同様にエネルギー供給の「最後のとりで」と位置づけている。

年次の普及期から自由化まで、業界では「無償貸与」と呼ばれる慣行だが、このLPガス会社は申し出を断った。幹部は「うちはこちらは進行から距離を置いていたが、賃貸が主力の弊社業者では、まず断ることは難しい」と話す。

こうした慣行は、業界で長く続いていた。LPガス市場は1950

「努力」求める国罰則なし

ただ、「消費者不在」によるトラブルは放置されてきたわけではない。公正取引委員会は1999年、LPガスの取引慣行に関する実態調査を実施。報告書で、料金の詳細を消費者に示さないのは競争の面で望ましくなく、こうした慣行で客の移動が制限される場合は独占禁止法上の「問題を生じるおそれがある」と指摘。経済産業省も、慣行を撤廃すべきだとした。

経産省は2017年、LPガスの「取引適正化ガイドライン」をつくり、販売

業者には見えにくい。いろいろな費用がガス料金に混ざり込んでいるのに、その詳細が明示されず、ガスの契約者自身が何にいくら支払っているのか把握しにくい例が少なくないからだ。わかりにくい料金体系のため、本来支払うべき設備利用料を越える額のお金を支払っている消費者も多いとみられる。

東日本のあるLPガス業者は言う。「業界内の一部の事業者にとって、『お客さん』といえは不動産業者や物件のオーナー。消費者のことはない」。

業者に標準的なガス料金メニューをホームページなどで明示するよう要請。ガス料金に設備費用が含まれている場合、契約書に明記することも求めた。今年6月には、国土交通省と連携し、集合住宅の入居希望者に事前にLPガスの料金表を示すよう周知した。

ただ、いずれも業界に対して「努力」を求めるもので強制力はなく、罰則もない。経産省も現場の実態を把握しきれずにいる。

一方、ガス業界では、消費者へ契約内容を示す動きが一部にあるものの、「経産省のお墨付を得た」として、慣行自体は温存されている。

(伊藤弘毅、古塚大己)